

平成 29 年分 給与所得者の扶養控除等申告書のチェックポイント

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所等の市区町村長を記載します。

一定の要件の下、個人番号の記載が不要となる場合があります。

平成 29 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。



給与の支払者の名称(氏名)	株式会社 ○○○○	(フリガナ)	あなたの氏名	佐藤 和夫
給与の支払者の法人(個人)番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	あなたの個人番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6	
給与の支払者の所在地(住所)	東京都千代田区霞が関	あなたの住所(郵便番号)	〒100-0001	

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記します。

控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載します。

控除対象扶養親族は、年齢16歳以上(平成14年1月1日以前生)の扶養親族を記載します。

控除対象扶養親族が、年齢19歳以上23歳未満(平成7年1月2日～平成11年1月1日生)の場合に○を付けます。

控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合に○を付けます(親族関係書類の添付等が必要です)。

控除対象扶養親族が、年齢70歳以上(昭和23年1月1日以前生)の場合には次のとおりいずれかに○を付けます。
①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人であるとき⇒「同居老親等」
②その人が①以外の人であるとき⇒「その他」

所得の見積額が38万円を超える人は、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族に該当しません。

所得が給与等のみの場合には収入金額が103万円以下、公的年金等のみの場合には収入金額が158万円以下(年齢65歳未満の人は収入金額108万円以下)であるとき、所得は38万円以下になります。

年末調整の際に、送金金額等を記載した扶養控除等申告書を別途作成するか、提出したこの申告書に送金金額等を記載します(送金関係書類等の添付等が必要です)。

障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	障害者	区分	本人	控除対象配偶者	扶養親族
1 障害者	一般の障害者				(1人)
2 特別障害者					(1人)
3 同居特別障害者					(1人)

年齢16歳未満(平成14年1月2日以後生)の扶養親族も対象となります。

2～5については、あなたが寡婦等に該当する場合に○を付けます。

左記の障害者等に該当する(人がある)場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

他の所得者が控除を受ける扶養親族等	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外(扶養親族)	平成29年中の所得の見積額	異動月日及び事由
1	サトウ マサル	5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0	子	平 15・10・15	東京都板橋区大山東町35-1		0円	
2								
3								

年齢16歳未満(平成14年1月2日以後生)の扶養親族を記載します。

国内に住所を有しない扶養親族

◎「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2 給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている

注意 障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。障害者控除等申告書は、提出するに当たって、平成29年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してください。